

# 白馬村債権管理条例解説書

本文中、「青字」は本条例の条文、「黒字」は解説、「赤字」は参考法令です。

## 第1条（目的）

第1条 この条例は、白馬村（以下「村」という。）の債権の管理に関する事務処理について統一的な基準その他必要な事項を定めることにより、当該事務の一層の適正化及び効率化を図り、もって公正かつ健全な行財政運営に資することを目的とする。

この条例を定める目的を規定します。

## 第2条（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 村の債権 金銭の給付を目的とする村の権利（地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第4項第3号から第8号までに掲げるものを除く。）をいう。
- (2) 公債権 村の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税に係る徴収金（以下「村税」という。）及び地方自治法第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の村の歳入に係る債権をいう。
- (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、村税及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の村の歳入に係る債権をいう。
- (4) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
- (5) 私債権 村の債権のうち、公債権以外の債権をいう。
- (6) 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。

この条例で使用する用語の定義を規定します。なお、金銭の給付を目的とする全ての村の債権をこの条例の対象としますが、地方自治法第240条第4項第3号から第8号までに掲げる債権は除外します。

## 地方自治法

### （債権）

第240条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

（略）

4 前2項の規定は、次の各項に掲げる債権については、これを適用しない。

- (1) 地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権
- (2) 過料に係る債権
- (3) 証券に化体されている債権（国債に関する法律（明治39年法律第34号）の規定により登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）
- (4) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権
- (5) 預金に係る債権
- (6) 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権
- (7) 寄附金に係る債権
- (8) 基金に属する債権

### 第3条（他の法令等との関係）

第3条 村の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくは規則等（地方自治法第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）（以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

村の債権と法令等との関係について規定します。「地方公共団体は法律の範囲内で条例を制定することができる」とされていることから、様々な債権の種類に応じた特別な規定が、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則等に定められているケースが考えられますが、そのような場合を除いて、この条例の規定に基づいて事務処理を行います。

### 第4条（村長の責務）

第4条 村長（地方公営企業法第8条第2項の規定により管理者の権限を行う村長を含む。以下同じ。）は、法令等の定めるところにより、村の債権を適正に管理しなければならない。

村長は、村の債権に対して、適正に管理しなければならないという責務規定です。

### 第5条（台帳の整備）

第5条 村長は、村の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。）を備えなければならない。ただし、当該村の債権の性質上特にその必要がないと認められるときは、この限りでない。

村の債権を適正に管理するため、台帳の記載事項のうち、債権管理に必要な記載事項を統一します。ただし、証明発行手数料など、サービスの提供と引換えに債務が履行され、原則として滞納が発生しない債務などにおいては、台帳を整備しなくてもよいものとします。

### 第6条（督促）

第6条 村長は、村の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

督促とは、「債務者が納付期限を過ぎても債務を履行しない場合に、期限を指定してその納付を催告する行為」を指します。また、滞納処分・強制執行の前提要件であり、督促がなされない限り、滞納処分・強制執行の手続に入ることはできません。

#### 地方自治法

##### （督促、滞納処分等）

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

**地方自治法施行令  
(督促)**

**第171条** 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

**白馬村財務規則  
(督促)**

**第44条** 予算執行者は、調定をした歳入について納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、法第231条の3の規定及び政令第171条の規定により、滞納者ごとに滞納整理票(様式第59号)を作成し、納期限後20日以内に督促状(様式第60号)により督促しなければならない。

**第7条 (滞納処分等)**

第7条 村長は、強制徴収公債権について、前条の規定による督促を受けた者が指定した期限までに履行しないときは、滞納処分を行わなければならない。

2 村長は、前項の規定にかかわらず、法令に定める事由に該当するときは、徴収猶予、換価の猶予又は滞納処分の停止をすることができる。

滞納処分とは、地方税法等の規定により強制徴収を行うことです。強制徴収公債権については、地方自治法又は個別の法令に規定されており、裁判所を経ることなく、債権を回収することができます。滞納処分による差押えは、私債権と異なり、債務名義の取得は必要なく、賦課決定が適正に行われていれば、納期限が経過した後督促を行い、財産の差押えが可能です。ただし、納付資力がないと判断した場合は、徴収の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止等、徴収の緩和措置をとります。

**地方自治法  
(督促、滞納処分等)**

**第231条の3第3項** 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入（以下この項及び次条第1項において「分担金等」という。）につき第1項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該分担金等並びに当該分担金等に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

**児童福祉法**

**第56条第6項** 第1項又は第2項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第1項に規定する費用については国税の、第2項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

**第8条 (強制執行等)**

第8条 村長は、非強制徴収債権について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第11条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第12条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている非強制徴収債権（保証人の保証がある非強制徴収債権を含む。）については、当該非強制徴収債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある非強制徴収債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前2号に該当しない非強制徴収債権（第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

地方自治法施行令第171条の2に規定される強制執行等は、強制徴収公債権には適用されず、非強制徴収債権（非強制徴収公債権＋私債権）に適用されます。強制執行等の具体的な内容は、「担保権の実行」「強制執行手続の実施」「訴訟手続による履行請求」です。

根 拠		内 容
強制執行等	担保権の実行等 同条第1号	担保の処分、担保権の実行及び保証人に対する履行請求 ※担保や保証人がある場合のみ
地方自治法施行令 第171条の2	強制執行手続の実施 同条第2号	強制執行手続 ※債務名義がある場合のみ
	訴訟手続による履行請求 同条第3号	訴訟手続により履行請求を行い、債務名義を取得 (支払督促 即決和解 民事調停 少額訴訟 訴訟)

#### 地方自治法施行令 (強制執行等)

**第171条の2** 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第3項に規定する分担金等に係る債権（第171条の5及び171条の6第1項において「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、同法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第171条の5の措置をとる場合又は第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとつてもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

#### 第9条（履行期限の繰上げ）

第9条 村長は、村の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第12条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

他の債権者から保証債務の履行請求、相殺、不動産競売申立があった場合等、債務者に信用不安が生じた場合に、期限の利益を喪失させて全額請求できるようにしておき、分割金の期限未到来分も含め可能な限り回収を図ります。政令では、適用を除外する定めがないことから、すべての債権が対象になりますが、強制徴収公債権では、地方税の滞納処分の例によるので、実務上この条文の適用はほとんどありません。

#### 地方自治法施行令

##### (履行期限の繰上げ)

**第171条の3** 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第171条の6第1項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

#### 第10条 (債権の申出等)

第10条 村長は、村の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により村が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、村長は、村の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

債権者が支払い不能の事態に陥った場合に、他の債務者が先んじて強制執行の手続をとったり、債務者自らが破産を申し立てたりすると、自らの有する債権が十分に弁済されなくなる可能性があります。そのような場合に行うのが債権の申出です。

#### 地方自治法施行令

##### (債権の申出等)

**第171条の4** 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

#### 第11条 (徴収停止)

第11条 村長は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の住所が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

徴収停止とは、債務者の資産状況、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき等、債権の適正な徴収努力をしても、事実上徴収の見込みがない場合に「債権者が特定の要件に該当する債務者に対しての債権の保全及び取立てを停止すること」を指します。

徴収停止の条件及び停止後の効果は、次のように強制徴収公債権と非強制徴収公債権及び私債権とは異なります。

区分	強制徴収公債権	非強制徴収債権（非強制徴収公債権+私債権）
条文	地方税法第15条の7	地方自治法施行令第171条の5
条件	①滞納処分することができる財産がないとき。 ②滞納処分することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。 ③その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。	①法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。 ②債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。 ③債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。
徴収停止後の効果	停止が3年間継続したときは消滅（上記によらず直ちに消滅させることもできる）	規定なし

#### 地方税法

##### （滞納処分の停止の要件等）

**第15条の7** 地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- (1) 滞納処分をすることができる財産がないとき。
  - (2) 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
  - (3) その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
- （略）

**4** 第1項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。

**5** 第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

#### 地方自治法施行令

##### （徴収停止）

**第171条の5** 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

## 第12条（履行延期の特約等）

第12条 村長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該非強制徴収債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその当該債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 村長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条及び第14条において「損害賠償金等」という。）に係る非強制徴収債権は、徴収すべきものとする。

履行延期の特約とは、「債権の履行期限を延長する特段の事由が生じた場合に適用される特約」を指し、債務者が無資力やそれに近い状態にあるとき等に適用されます。非強制徴収公債権と私債権のみに適用されます。

### 地方自治法施行令

#### （履行延期の特約等）

第171条の6 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

### 第13条（免除）

第13条 村長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行延期の特約又は処分をした債権については、履行延期の特約後10年を経過してもなお無資力で納付の見込みがない場合は、債務を免除することができます。

#### 地方自治法施行令 （免除）

第171条の7 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

- 3 前2項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

## 第14条（債権の放棄）

第14条 村長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について民法（明治29年法律第89号）第922条に規定する限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該債権に優先して弁済を受ける村の債権及び村以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。
- (4) 債務者が失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないと認められるとき。
- (5) 第8条に規定する強制執行等の措置又は第10条に規定する債権の申出等の措置をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、当該強制執行等の措置又は当該債権の申出等の措置が終了した場合において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- (6) 第11条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお同条各号のいずれかに該当し、債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- (7) 私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（当該時効期間満了後に、債務者が当該債権について支払の意思を示し、若しくは一部を履行したとき、又は債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。
- (8) 債務者である法人の清算が終了したとき（当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について前各号に掲げる事由がない場合を除く。）。

2 村長は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

非強制徴収債権（非強制徴収公債権と私債権）について、適正な徴収努力をしても実質的に徴収の見込みがない場合は、債権を法的に消滅させるため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、当該債権に係る権利を条例で定めるところにより放棄するものです。

### （1）条文の趣旨

債権管理にあたっては、誠実に債務を履行している村民や法人等との公正性・公平性の確保の観点からも、未回収の債権について回収可能であるかどうかを適正に把握し、回収可能なものについては、地方自治法施行令その他の法令等に定めるところにより徴収の強化に努めなければなりません。一方、現に回収

不能なものについては、その整理を検討し、債権額の圧縮に努めるなど、合理的かつ効率的な債権管理に努めることも重要となります。

しかし、「私債権」である水道料金、村営住宅使用料等は、「公債権」とは異なり、民法、商法等に定める時効期間の経過により消滅時効が完成するものの、債務者が時効の援用をしなければ債権そのものは消滅しません。そこで、債務者の資産状況、債権の徴収や法的措置に要する費用、時間等を考慮し、債権の適正な徴収努力をしても、なお徴収の見込みがない場合には、条例で定めるところにより当該債権に係る権利を放棄しようとするものです。現在は、白馬村水道事業及び下水道事業条例第 16 条において、水道料金及び手数料について債権放棄に関する規定を設けていますが、今回債権放棄の要件を拡大して、すべての非強制徴債権に対応させるものです。

## (2) 債権放棄の事由

徴収の見込みがないものとして、次に掲げる場合に債権に係る権利を放棄します。これらに掲げる事由は、国の債権管理事務取扱規則や地方税法における滞納処分の停止の要件を準用しています。

類 型	主 な 事 由
生 活 困 窮	◆ 著しい生活困窮状態（生活保護の適用を受けている、又は準ずる状態）にあり、資力回復が困難で債権徴収の見込みがないとき。
破産、倒産等	◆ 破産法、会社更生法の規定により、債務者が当該債権の責任を免がれたとき。 ◆ 法人の清算が終了したとき
死 亡	◆ 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、本村に弁済がないと見込まれるとき。 ◆ 相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、本村に弁済がないと見込まれるとき。
所在不明等	◆ 債務者が失踪、所在不明等で、また財産調査によっても財産が不明である等、債権徴収の見込みがないとき。
強制執行・債権の申し出等	◆ 強制執行等の措置、債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力で資力の回復が困難であり、債権徴収の見込みがないとき。
徴収停止後期間経過	◆ 徴収停止の措置をとった場合において、相当の期間を経過した後においても債務者が無資力で資力の回復が困難であり、債権徴収の見込みがないとき。
消 滅 時 効	◆ 私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき

### 地方自治法

#### (議決事件)

**第 96 条** 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(略)

(10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

(略)

## 第 15 条（滞納者に関する情報の利用等）

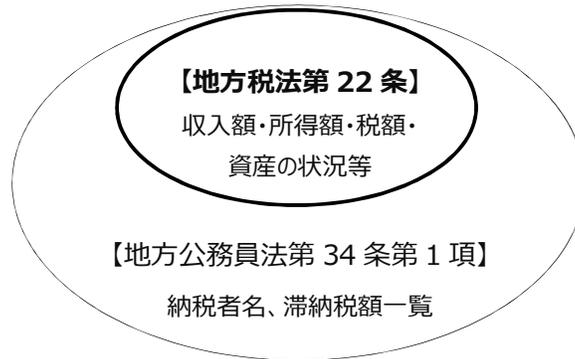
- 第15条 村長は、履行期限までに履行されない村の債権がある場合において、当該村の債権について、第7条、第8条若しくは第10条から前条までの規定又はこれらの規定に相当する法令等の規定に基づく措置若しくは処分（以下この項において「措置等」という。）を行おうとするときは、その判断に資すると認める限りにおいて、その措置等に係る債務者の当該村の債権以外の村の債権に係る滞納の有無（滞納がある場合は、その滞納している額を含む。）及び村長が行った措置等の情報を同一の実施機関（白馬村個人情報保護条例（平成14年白馬村条例第1号）第2条第6号に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。）内において利用し、又は他の実施機関に提供することができる。ただし、地方税法第22条に規定する秘密（以下この条において「税務調査情報」という。）を同一の実施機関内において利用し、又は他の実施機関に提供することはできない。
- 2 履行期限までに履行されない村の債権が強制徴収公債権である場合又は債務者の税務調査情報開示の同意がある場合は、前項ただし書の規定にかかわらず税務調査情報を同一の実施機関内において利用し、又は他の実施機関に提供することができる。
  - 3 第1項に規定する場合において、当該債務者の所在が明らかでないときは、村長は、当該村の債権以外の債権に関して保有する当該債務者の氏名及び生年月日並びに住所、電話番号その他当該債務者との連絡に必要な情報を同一の実施機関内において利用し、又は他の実施機関に提供することができる。
  - 4 村長は、前3項の規定により利用し、又は提供を受けた情報を当該村の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。ただし、前3項の規定により、同一の実施機関内において利用し、若しくは他の実施機関に提供する場合又は法令等に基づく場合は、この限りでない。
  - 5 村長は、第1項から第3項までの規定により利用し、又は提供を受けた情報を当該村の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

庁内各部署において、法令等の規定に基づく照会規定がない場合に滞納者に関する情報の提供を受けようとするには、白馬村個人情報保護条例第10条第2項に規定する「目的外利用規定」に基づいて、情報の提供を求めることができます。

しかしながら、職員には、地方公務員法による守秘義務が課せられているだけでなく、税務課が所有する税情報については、地方税法による守秘義務も課せられています。

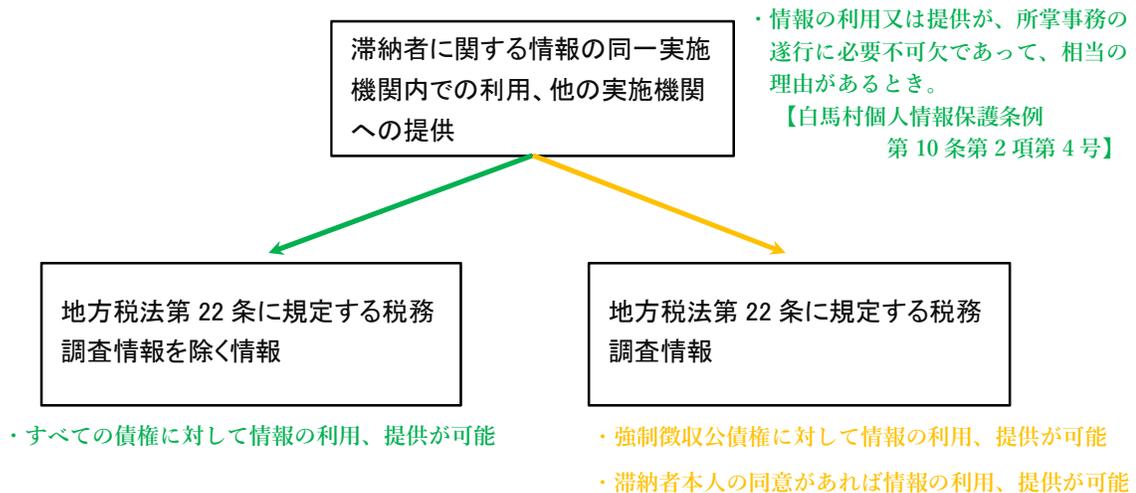
地方公務員法第34条第1項の「秘密」とは、一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実で職務上知り得たものをいうものであり、地方税法第22条の「秘密」とは、これらのもののうち、地方税に関する調査において、その事務に係り知り得たものとされています。したがって一般に収入、所得額、税額、資産の状況等は、いずれの「秘密」にも該当しますが、滞納者名及び滞納税額の一覧等は、納税義務者が税金を納付しているかどうかの事実によって作成されるものであることから、地方税に関する調査によって判明した（知り得た）ものではないので、地方税法第22条の「秘密」には該当しないこととなります。

## 地方公務員法第 34 条第 1 項と地方税法第 22 条の秘密の関係



以上を踏まえますと、履行期限までに履行されない村の債権がある場合には、当該債権以外の村の債権について、滞納の有無（滞納がある場合は滞納額）及び滞納処分等の措置の情報を実施機関内で利用したり、他の実施機関に提供したりすることはできますが、地方税法第 22 条に規定する秘密（税務調査情報）に限っては、利用や提供ができません。

これに関連して、平成 19 年に発出された「総務省自治税務局企画課長通知」では、「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」として、地方団体内における各種公金の連携強化について、地方税の滞納処分の例によると規定されている債権、すなわち強制徴収公債権については、互いに滞納者の財産情報を利用することは差し支えないものとして取り扱うことができるとされています。



### 地方公務員法 (秘密を守る義務)

第 34 条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

## 地方税法

### (秘密漏えいに関する罪)

**第22条** 地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律（昭和44年法律第46号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

## 白馬村個人情報保護条例

### (利用及び提供の制限)

**第10条** 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために記録情報を実施機関の内部において利用(以下「目的外利用」という。)し、又は実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。

**2** 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用をし、又は外部提供をすることができる。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合において、記録情報が記録情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定めるところにより、外部提供をしなければならないとき。
- (2) 記録情報の本人に記録情報を提供するとき又は記録情報の本人の同意を得たとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
- (4) 同一の実施機関内で利用し、又は他の実施機関内に提供する場合で、個人情報を利用し、又は提供することが実施機関の所掌事務の遂行に必要な不可欠のものであるとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上必要があると認めたとき。

## 第16条 (委 任)

**第16条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

この条例の施行について必要な事項は、白馬村債権管理条例施行規則で定めます。

## 附 則

### 1. 条例の施行期日

この条例は、令和5年（2023年）4月1日から施行します。

### 2. その他

この条例の附則で、「村税以外の諸収入金に対する督促及び滞納処分に関する条例（昭和29年白馬村条例第20号）」を廃止し、「白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例（平成22年白馬村条例第1号）」及び「白馬村水道事業及び下水道事業条例（昭和43年条例第7号）」の一部を改正します。

以 上